



りそな銀行アジアニュース

平成 20 年 11 月 7 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【上海駐在員事務所】

「資本金の人民元への両替並びに払出の関連手続について」

2008年8月29日、中国国家外貨管理局は資本金の人民元両替並びに払出、及びその関連手続について通知し、即日実施しました。この通知は、外貨で受取った資本金を人民元に両替する際の資金用途等の要件や、銀行や会計士事務所(いわゆる“験資”)が行う事務手続について明確に規定しています。また、原則として必要な時期に、必要な金額のみ両替、払出を認めるといった主旨の規定が盛り込まれています。主な内容については以下の通りです。

【手続の変更点について】

内容	変更前	変更後
払出可能時期	験資手続前でも、払出が可能。	験資手続前には払出が出来ない。
払出の目的	払出した資本金の用途の確認が必要。(各銀行の支払ルールに応じて、自己申告する形式)	資本金の人民元への両替や払出は、営業許可証上の経営範囲内での目的に限定。(外貨管理局が資金用途を確認する「支払命令書」※に基づいて、払出が可能) 更に以下の項目などを詳細に規定 ①当該資本金を持って、国内の別法人への出資はできない。 ②自社で使用しない不動産の購入資金には利用できない。 ③人民元建の借入があり、借入金専用口座にその資金が滞留している場合(借入金を利用していない場合)は当該資本金を借入金の返済原資とすることができない。
両替入金・払出の制限	明確な資金用途があれば、制限なし。	資本金を人民元に両替する場合、5万ドルを上限に当該資金を自社の人民元口座に入金することができる。ただし、その資金用途は小口経費の支払や人件費支払に限定される。 その他の資金用途による払出の場合、人民元両替後、下記の時限内に振込(顧客宛に払出)が必要。 ①資本金口座と人民元口座が同一銀行の場合、両替日当日に振込。 ②資本金口座と人民元口座が異なる銀行の場合、両替日の翌日までに振込。

【企業が資本金の払出手続をする際、銀行に提出する必要書類について】

①	投資企業外貨登録ICカード
②	人民元へ両替する資金の「支払命令書」(外貨管理局の所定フォーム)
③	人民元へ両替する資金の用途証明(各社独自のフォーム。契約書、受取人が提出する請求書等)
④	会計士事務所が作成する直近の資金監査報告(験資報告)
⑤	前回、人民元へ両替した資金の支払命令書に基づく支払証明及び明細(初回の場合は不要。最終回の場合は払出してから5営業日までに提出)

※「支払命令書」には、両替日、払出日、払出金支払先名、払出金額、払出金支払先の取引銀行名、払出金支払先の口座番号、資金用途等を記入する事が必要です。

照会先: 法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京) 電話 03-5223-6672
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 * 禁無断転載